

DPCにおける医療機関別係数の今後のあり方について

概要

DPCにおける調整係数はDPCの円滑な導入のために設定されていたものであるが、制度の円滑導入から制度の安定的な運営へと重点をシフトしていく中で、調整係数を含む医療機関別係数のあり方について検討する必要がある。

参考)平成18年2月15日 中央社会保険医療協議会了承

DPCについては、円滑導入への配慮から制度の安定的な運営への配慮に重点を移す観点も踏まえ、調整係数の取扱いなど、適切な算定ルールの構築について検討を行うこと。

論点

- 平成18年度診療報酬改定における答申及び附帯意見を踏まえ、平成20年度以降の医療機関係数の在り方について、各医療機関を適切に評価するために、調整係数の廃止や新たな機能評価係数の設定等について検討する必要がある。(19. 5. 16基本小委資料、19. 6. 22DPC分科会資料抜粋)

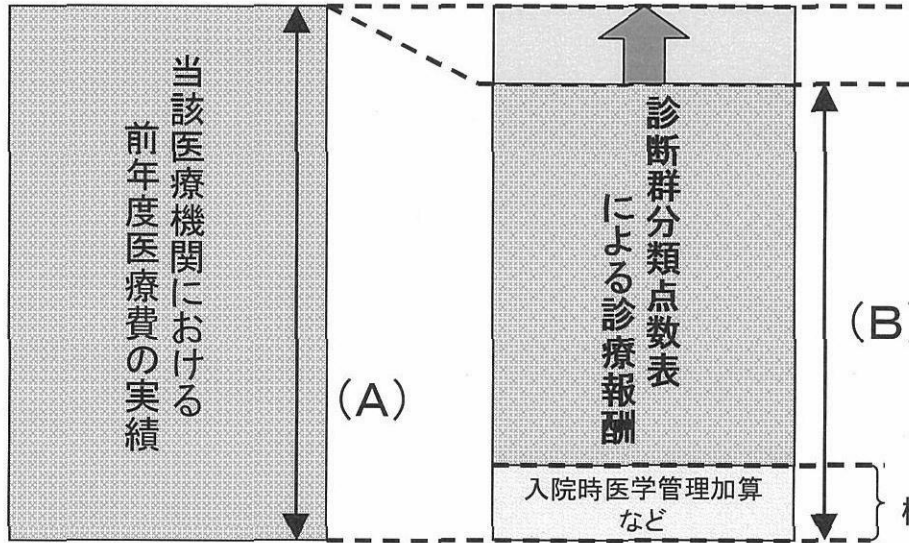
* 現行の機能評価係数は医科点数表に規定している点数に対応したもの

機能評価係数の例:

医科点数表での項目	機能評価係数
一般病棟入院基本料 (1に限る)	0.1069
入院時医学管理加算	0.0133
地域医療支援病院入院診療加算	0.0294
診療録管理体制加算	0.0008
医療安全対策加算	0.0013

医療機関別係数の設定について

調整係数による引き上げのケース

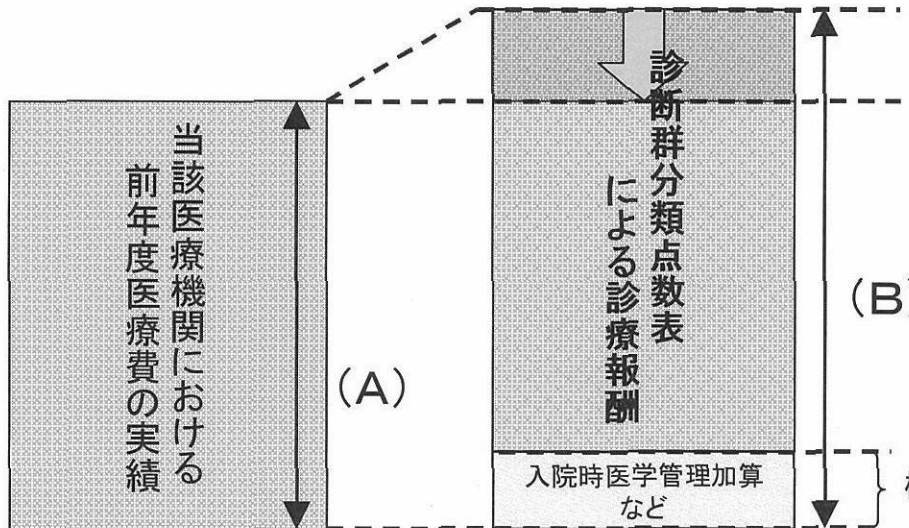


* 診断群分類点数表による診療報酬については、当該医療機関における前年の7～10月の入院実績に基づき算定

$$\text{医療機関別係数} = \text{調整係数} + \text{機能評価係数}$$

②

調整係数による引き下げのケース



前年度の医療費の実績に基づき設定する医療機関別係数
 $= (A) / (B)$

平成18年度改定では改定率がマイナスであったため、医療機関別係数は
 $(A) \times (1 - 0.0316) / (B)$ となった。